

く戦災を蒙つた町村を入れますと、極く少數になります。今言つたように儲かるか儲からんかということですが、おるのでないと儲かりません、それから儲からんようなところでもやりたい、賭博心が強いところではやりたいという町があるかも知れませんが、そういう場合には主務大臣の認可が必要としたしておりますと、行政官廳はちゃんと調査をして、資料を出して、これならやつても町村の財政を補うことができるという確信がない限りこれは許可をいたしません、例えば戦災を蒙つた町村でも許しません。それではどういうところが該当するのかどうかといふと、神戸、大阪の阪神間にあります武庫郡の七ヶ町村であります、而も神戸、部戦災を蒙つております。而も神戸、大阪という人口の密集地を控えております。而して競馬場は新たなものを作りまして、現在ある既存のものを購入してそれを主催者になつてやつておりますと、而も町村は一ヶ町村でやるのではなくして、七ヶ町村全部で組合を作つて、その組合で競馬をやつて行く、その戦災を蒙つて非常に財政的に困難になつておるのを救済しようと思つて、いろいろ実際について調べて見ますと、七ヶ町村が組合でやつて、阪神間でやるならば相当収益も見られると、う確信も大体ついておりますので、どうぞよろしく御賛成をお願いいたします。

ますから損をした場合に一体どうなるか、損をした場合におきまして、儲かるとして来ておるということを前提になさるのでありますけれども、今のいろいろな財界の情勢、大衆の財政が苦しむ經濟界の諸條件というふうなものから見て儲かるということを建前にしたけれども、大穴があいた、という場合に一体どうなるのですか。

○衆議院議員(原健三郎君) 損をする場合には勿論主催者もやる意思もございませんし、それから損をするかしないかの見通しが大変問題になつて参ります。見通しは第一が町村の方で見通しをやります。又、行政官廳で、農林省でこの見通しをやりまして、両者が一致して、この調査資料によつてやるならば儲かるだらうというのでないことをやらないとのことで、損をするやらない、ということを考えらるゝことでもございませんし、阪神間でありますと、割合人口が多いのでそういう場所でやるよりも儲けの方が多いことは明らかであります。

○委員長(楠見義男君) 外に御質疑なければ直ちに本案を議題にいたしまして討論採決に入りたいと思ひますが、別に御意見もなければ直ちに本案は採決に付したいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(楠見義男君) 然ばに原健三郎君外六名提案に掛かる競馬法の一部を改正する法律案につきまして衆議院送付案通り決定することに御賛成の士の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○委員長(楠見義男君) 総員起立によ

頂きます。

多数意見者署名

北村 一男	板野 勝次
池田 恒雄	柴田 政次
大畠農夫雄	門田 定藏
岡田 宗司	國井 淳一
徳川 宗敬	藤野 繁雄
岡村文四郎	加賀 操
石川 淳吉	星 一
赤澤 與仁	

○委員長(楠見義男君) それでは暫時
休憩をいたします。

午後二時四十八分休憩

午後三時四十二分開会

○委員長(楠見義男君) それでは休憩
前に引続いて再開いたします。

地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求める件を議題にいたしました。これにつきましては一應質疑も終了したように思われますので、これから直ちに採決に付したいと思います。

政府から求められております通りに承認することに御賛成の方の御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(楠見義男君) 総員起立、從つて本件は政府の要請の通り承認をすることに決定いたします。多数意見者の方の御署名をお願いいたします。尙委員長報告をお委せを頂きます。

多數意見者署名

北村 一男	板野 勝次
池田 恒雄	柴田 政次
大畠農夫雄	門田 定藏

○委員長(鶴見義男君) それでは引続
きまして地方自治法第百五十六條第四
項の規定に基き、輸出食糧品検査所及
び輸出農林水産物検査所の支所及び出
張所の設置に關し承認を求める件を
議題にいたしました。本件につきまして
は板野さんから御質疑の点がありまし
て、それに対する政府の答弁が残され
ておりますので、この際政府からその
点についての御説明を求ることにいたし
ます。

○政府委員(平川守君) 前回の御質問
の御趣旨は、これらの支所で、こうい
う人を配置しても季節的な仕事の繁閑
等の關係から、人が遊ぶことになりは
しないか、そういう御質問であったたよ
うに思ひます。只今お手許にお配りいたしま
した資料で各支所、出
張所の取扱います検査物品の表を掲げ
ているのであります。これらは品物
の中で、例えは罐詰でありますとか、
或いは水産物、これは主として乾燥し
たもののが多いのですが、そ
うようなものとか、或いは木材であり
ますとか、或いは種子のようなもので
ありますとか、こういうものは殆んど
年間を通じまして多少の程度の差はで
きますけれども、年間を通して輸出が
行われますので、大体年間仕事がある
わけであります。それからその外の、
例えば茶のごときものであるとか、蜜
柑その他のなまものでありますとい
うと、季節の影響を受けるのであります
けれども、併しそれらも或る程度品

物の種類によつて時期の差がございまして、それらをできるだけうまく組合せるようになつたしているのであります。従いましてここにあります各検査所、支所の検査員といふものは、年間を通じまして、大部分の期間においては仕事があるのであります。ただ例外ば岡山のごとき花蓮、野草庄を主としておりまして、これは大体半年間くらいが輸出の最盛期でありますて、ただこれもその他の期間におきましては、いろいろ／＼整理をいたしますとか、或いはこれらの品物についての指導をいたしますとかいうことで、或いは委託によつていろいろ／＼な検査をするというようなことも将来考へてゐるのであります。そういうようなことによりまして多少の弊漏はありますけれども、全く遊んでしまつという程のことはないのです。従いまして、人数も極めて内輪にいたしておりますて、むしろ逆に忙しいときにはこれだけで足りませんで、そういう場合には臨時に補助員を雇ひまして、それでもむしろ忙しいときの補いを臨時的な人でつけて行く、こういうふうに考へて、ここに置きます人員は最小限度の人員を掲げておるのであります。延べにいたしまして年間一万人くらいの者を臨時の補助員としてこれにプラスして、それでこれだけの仕事を運行して行きたい、かように考えております。又從來の実績からいたしましても、ここに掲げましたものは、大体貿易公團等におきまして公團としての最終検査をやつておつたような場所でやつておつた人はそのまま引継いでおる部分が大部分でありますて、そういうような從來の実績から見まして、又先程申しましたような取扱い物

四

品の年間輸出の行われるものもあるのです
でありますし、その外のものにつきましても
何なりの月数を検査が行われて、こうした状態
であります。そのため遊んでしまうことは大体
においてないというふうに考えられて
いるのであります。

この概要説明を
只今のお説明で結構か
不十分でありまして、この程度のこと
ならば昨日の資料で大体分るのですけ
れども、具体的に今までの輸出港の状
態、それから船がどれだけどういう形
になつて行つているか、年間を通して
と言つても通しようがあるので、毎月有
るというのと、毎月あるけれども毎
月の事業分量がどうなつておるかとい
うことは、只今の説明では直ちに肯く
わけには参らないのであります。

それから出張旅費が掛かると言つたけれども、從來その出張旅費を掛け行つた方が利益なのか、置いた方が利益になるのかという点を判定をする資料が、いまだに出て来ていない、私の言ふのは科学的な判断の上において検査所を作つた方がいいのかどうなのかといふことも、判断の資料は只今の答弁を以てしては明らかでないと思います。もう一度要約して申しますと季節的なものもあるので、その季節的に要するものが一体どれだけの日数であるのか、それから輸出される輸出港においてどういうふうな船の出方をしておるのか、年間を通じてと言つても毎日出でるのではなくて、恐らく一月に二回とか或いは二月に一回とかこういう形で一定の場所に集荷された場合に、検査員が出掛けて行つて能率的に検査されれば済むのか、そういう点、果してそこへ常駐していないと、どうして

もやつて行けないのかどうかといふことの判断には苦しむわけです。例えればそれは東京を立つて長崎へ行くのだから、役人が苦勞だから樂をさせるのだという意味なら、それは理解できる、併しそれならば、役人がこの領土内においてどこまで旅行しようとも、その職務について長途の旅行をするのはいやだといふなら、これはもう役人を罷めらる外仕方がない、そういう具体的な資料を出して頂きたい、このことは昨日私が要求した点であつたと思いま

○政府委員(平川守春) この個人が出售掛けるのがいやだという意味ではない。ということは申上げるまでもないと思いますが、検査は船が出る時だけやるのはありませんで、その港に段々輸出品として集まつて参りますのを逐次やるわけあります。でありますか

とき、これは殆んど年間で出でておるので、そろしますと、年間逐次製造されに應じまして、港へ溜つて来るわけであります。それを逐次検査をいたして、検査済みの物が一定量溜つて送り出されると、こういうことになるわけでありますから、検査員はそう遊ばないと、それを月に一回か、二月に一回か船の來る時にだけやればいいかというようなお話のよう伺いますけれども、そういうことではうまく行かないのです。それから全体的この個別的な検査の期間というようなお話でござりますが、それは精密に出ないわけであります。それから品目の多いものでありますから、各品物別の検査の期間といいますけれども、それが精密なものもまだ作つておりますが、ここに掲げたものにつきましては、大体最盛期が分つておりますから、ここにありますものは、静岡の茶は九月から翌年の六月頃まで、罐詰は年間、蜜柑は十月から十二月まで、それから神戸、横濱の農水産物は非常に一般的な物でありますから、これは年間ござります。それから小樽の水産物はやはり年間、玉葱といふ物はこれは極く細かい物であります。門司の水産物も年間であります。椎茸は大体三月から十二月頃まで出るのであります。殆んど遊ぶの方が多いのであります。それから小樽の薄荷、除虫菊、薄荷は年間出ます。除虫菊は粗製品の方は九月頃から翌年の三月頃まで出ます。製品になりましたものは年間出ます。それから木材は年間出ます。それから神戸の球根は六月から十二月頃まで、種子は大体年間出ます。毛皮類は大体十二月から翌年の六月頃まで出ます。それからアンゴラ兎

毛というのもござりますが、これらは年間輸出されます。岡山の花姫、野草姫は、先程申上げましたように十月から翌年の六月頃まで出るのです。大体品物別にここに大まかな物だけを掲げましたのであります。そういうことでありますて、殆んど年間取扱いの品物があるわけでありますて、その品物の分量の方は、先般もちょっと申上げましたが、相当大きな金額に上るのでありますて、その大きな対象の中からこれだけの人数でやりますといふと、そう沢山の検査はできないのであります。結局輸出品取締法の建前から言いまして、各業者が法律の定めたランギングの証票を自分で貼るわけであります。それがその法律に適つておればよろしいと、それが適つておらずつておらないかということを抜打的に検査をするわけであります。全体の品物の分量が非常に大きいので、その中の極く一部分が抜打的に検査される、こういうことでありますので、大体そういうことで御了承が願えないかと思うのであります。

は一切輸出できないので、そうすると抜打ち検査で、從來の方法から見ても、從來常駐していなかつたから、このような状態で困つておる、こういう状態が出て来て滞貯して困つた、こういうようなことが示されますれば納得できる、こういうわけなんですが、だから當局の方では、それを出張所をお置きになるに対し、無責任に、便宜的にただ漠然とお考えになつたのでなく、こういう滞貯の状態が出て来て、こういつた不都合の状態が出て来て、こういう出張所の必要を認めたと、それでこういうような法案を國会に求められておるに違ないのであります。今申されておる点は、ただ抽象的な、年間を通じてどうであるとか、或いは金額がどうである、こういうことでは、これは金額の高ではない、そうして又実際に事業分量から言つて、検査内容から見れば、金額は少くとも、それは年間を通して必要な必要である、金額が如何に厖大であつても、例え抜取り検査等によつて容易に行ひ得る場合もある、殊に私がこのことを申しましたのは、そういう業界が官僚統制によつて從來非常に迷惑を受けておるという点が多々あるので、現地に役人が常駐することによつて、却つていろいろな弊害を生じて業界が迷惑をするということから、同時に官吏が腐敗することを防止するためにも、現地に検査所が止むを得ない事態に対して置かれているということがなければいけないと思います。こういうことを憂慮するから、甚だ厄介なことを言うよりでありますけれども、役所ではそう人手がなくて、一切そういうことができないということではあります

は、この一月から二月に掛けてまして府県別に、各縣ごとに縣と月別計画を策定いたしてしまいます。それで大凡その月別計画といふものは事前に分つておきます。それの修正を必要とする場合におきましては、手を加えましてはつきりしたところをその前月に示すという措置を探つておりますので、特に一般用の問題なんかにつきましては、このために各府縣が不安を起すというようなことはございません、いろいろ問題が起きますのは、やはり農家用の見方につきまして、本年の一月、二月の見方と、その後の実情の動きとの間のギャップが出て来ます。これは從來やつてある通りであります。

○池田恒雄君 次にこの購入券の問題ですが、特に一般用の問題については不安を起すようなことはございません、これは從來やつてある通りであります。だからさしたる心配はないと思ひます。

○池田恒雄君 次にこの購入券の問題であります。これは農家の場合は、これは生まれてから購入券を貰うわけでござりますが、農家の場合は、これはやはり轉落農家と称せられるものは一いますが、農家の場合は、これは購入券を貰うわけでござりますと、問題が起ります。これが、その点は實際問題としては非常に

○池田恒雄君 そうすると、ここでその米がなくなつたかならないかと定められてしまつたことは、手をついておきました。つまり轉落の時期如何という問題でござりますので、特に一般用の問題なんかにつきましては、このために各府縣が不安を起すというようなことはございません、いろいろ問題が起きますのは、やはり農家用の見方につきまして、本年の一月、二月の見方と、その後の実情の動きとの間のギャップが出て来ます。これは從來やつてある通りであります。

○政府委員(安孫子藤吉君) その通りです。

○政府委員(安孫子藤吉君) お説の通り一般消費者用の通帳と別のものを出します。

○池田恒雄君 その購入通帳と言いましょうか、購入券といふものは、これは配給を受けない時期があるわけですから、年中出して置くというわけじゃないのですか、つまり農家で米がないのですか。

○政府委員(安孫子藤吉君) その通りです。

○池田恒雄君 法制上としてはそういうふうに受取つてよろしいということになりますが、それはそれができな

ますと、今町村と縣の間において、或いは又地方一般と農林省との間に置いて、轉落農家の配給米の問題或いは還元配給米の問題であります。これらふうに受取つてよろしいということになりますが、そうしますと、町村においてつけております。

○池田恒雄君 次にこの購入券の問題であります。これは農家の場合は、これは生まれてから購入券を貰うわけでござりますが、農家の場合は、これは購入券を貰うわけでござりますと、問題が起ります。これが、その点は實際問題としては非常に

○池田恒雄君 大体先程の長官の説明によりまして、つまりこの法律でも、実際問題としては町村長が購入券を交付するということになるわけですね、そうすると、購入券を與えるか與えないかということ、このことは町村長の調査なり認定によつて決まる、農林省が直接認定しなくて決めるというような方法は、その手続をとらないといふことになると思うのですが、そ

うことは当然であります。だから數量の問題は別としまして、農村における購入券を受けるということ、法規上の問題には余りこた／＼した問題が、その点は實際問題としては非常に

○池田恒雄君 その轉落の時期が、当初予定いたしました場合よりすわけであります。

○池田恒雄君 その購入通帳と言いましても、例えれば五月から轉落するという予想がありましたものが、いろいろな事情からいたしまして、四月に轉落する、三月に轉落するというようなことがあります。その場合に中央の梓は、五月から年中出して置くというわけじゃないのですか、つまり農家で米がないのですか。

○政府委員(安孫子藤吉君) その通りになりますと、三月なり四月なりが、相當縣といたしましては農家用のことになりますが、

○池田恒雄君 その轉落の時期が、当初予定いたしました場合よりすわけであります。

○池田恒雄君 その購入通帳と言いましても、例えれば五月から轉落するといふことが起るということになりましたが、それが五月十五日以後になると、あるいは六月になるというような関係で、一つはいざこざが起るということがあると思うのであります。もう一つの場合は、町村長なら町村長が五月一日で轉落する、こういう認定をしてしましても、百姓のことでありますから、そのくらいのことはどうこうといふことにはならないと思うのであります。

○政府委員(安孫子藤吉君) 従来まあ還元米の問題等もありましたが、農家用につきましては、農繁期にいろいろ問題を起してはおりますものの、本年のようにこうごた／＼はしないといふような観測もあります。本年の問題は、こういう事情が一つあるわけであります。従来はこの市町村長が、農家用が非常に農繁期において苦しくなつて参りますと、農家に対しまして家庭用購入通帳、一般消費用の通帳を出しておつた、農家用の梓と一般

が非常に窮屈になつて参りますと、一般用の通帳をここで出しておつた、要するに、一般用の通帳は出しておるが、実体は農家用だという措置を講じまして、これで或る程度防いで来ておつたわけであります。今度配給統制強化を実行するにつきまして、農家用と一般用と峻別して、おの／＼についての控の厳守ということが、実際的に要求されておりますし、又配給制度を軌道に乗せて参りますためには、ここをはつきりされることが必要であるといふ見地から、この間を駁別するよう指導してやつて参つたわけであります。それが三月頃末端に行つたわけであります。從來市町村長が或る意味においてルーズに家庭用購入通帳と農家用購入通帳を駁別しないで、適宜やつておつた部分が、はつきりさせられた関係から、農家用の方が相当窮屈になつて來た、そのためいろいろ問題を起したといふことが、一つあるわけであります。これをはつきりすることによつて、実は農家用の所要量、或いは本当の所要量とか、或いは農家用の実体といふものが、実ははつきりしつつあるわけであります。経過的にもいろいろ問題を起しておりますけれども、これが、大体整理いたされますならば、この点が計画化されると、私共は考えております。それからもう一つ農家用購入通帳は、交付者は市町村長になりますが、発給の責任者は農林大臣になつております。農林大臣は一定の権力を府県に示すことにより、又府県は市町村ごとにそれを割当てることによつて、その市町村内の農家用の切符を切り得る権といふものが決まつて来るわけであります。ところが、それが下

がは瓦惑かすたば有と宝まどいをそも光〇細と持は

は、分離して解説されたくないといふのが發行される。この場合、安孫子が、あるない、例をも、非常に悪い例を出されが非常に困るなどといふ場合、それが轉落の時期とどうかという問題は、必ず。私が中央に足いたしておりますが、それから供出数量を見て、そのは、いつ轉落するとなしまして、流して出した、或いは供出面において、ない部分があるだ。現実の農家は、(保有は四合計算で)保有は以上食つて、それ以上貯つて貯める。現実の農家は、

（藤吉君）必ずしもばら米がありまして、申上げすれば、から横流して賣られるが全部發給の、或ひしてそれを認めるか否かは、有り得ると思ふ。おいて理論的に策定するのは、生産数量と保有数量から保有数量がら行はれて保有を食い込まうと思うります。行つておりますが、それで百姓が米をころにおいて購入され、私はこう懼

きものであります。それで第八回では購入券を利の問題に属するこのことは政府によつては購入券を貰ふことには關係のない私はこう思うのです。受け取ることを受けるところのことを知らないかといふことがあります。券は発給されるゝ旨に米があるかないか、關係ないものだ、この法律を解釈するの解釈といふものはけつての解釈といふものではありませんが、政府に米があるかないかによつて、動かされることはござらないかと田

そういうふうに、何がそ
う命をすらば、業者が
かり、た場なれば、業者が
あります。○政
令にござる
うい、○池
で……
つと、主
ますと、主
めは輸送
統制の問
るのであり
ますと、主
省令は相
別いたしま
現在九條
九條で、今
正されたと
條文がある
第九條を旧
車の書き方
且適正ナ
的にここに
すが、その
て命令をす
いうのは、
例になりま
ますと、主

不服を申立てることの命令を受けた場
あります。何か
どういう人がどう
令を受けるか、そ
私が消費者として
合、安本長官に文
こういうことをお
ます。

合 安本総裁に
とができると、
そういうふう
いう場合どうい
うしてつまり私
何か命令を受け
句が言えるの
伺いしたいので
者) 例えは歩
いて一つの制限
いう政令を出し
対して不服であ
う場合には加工
すが、そういう
ということを政
てができる、こ
ります。
の方はこれ
皆さんにちよ
た議事の進行途
ちらの問題が入

から上つて來たものを集計すると、どうしても百石要るところに、杵が六十五石をどうするかという問題が起るのであるが、府縣に上つて、私の方へ上つてそれを決めてやるといふような手續關係があります。

○池田恒雄君 何か只今の長官の説明は、購入券は農林省が持つておる杵、この杵の中で購入券發行の数が決まつて来るよう受取れるのであります。が、この解釈はどうも法律上から見えて、誤りやないかと思うのです。米があるないということは、つまり農林省にどれ程の米があるかということが、米が米なくなつたということ

葬祭があつて、現実の次
との間に食い違
うな問題として
がいろ／＼府県
を事前にいろ／＼
らんといふこと
○池田恒雄君
りますが、若く
しをしたとか、
によつて轉落して
落しておると、
は一つの犯罪行
てこれは第八條
條及びその他の

他にも使つたと、他にも使つたといふふうであります。しかし、この問題が、御指摘の問題でなくて、法律の発動によつて、法律の問題であります。農家が、手当をしなければならない、これが、農家の問題であります。農家の問題であります。

それで更に私が、何を理窟的ではなく、法律はそこまで詳しくことを説明されることはあります。が、米の供給量が二合五勺で、それが二合に切下されければ、二合に切下されるとかいふて、農林省に米がないと、うるに数量が切下されると、決して発給そのものであるなしに影響せざらうが、そういうふうに私は

その通りだ
う解釈され
これは長官
の権によつ
て、そ
のではな
ければ農家
であるとす
がるとか、
るものであ
れられるも
のの数
れるもので
は考える
に解釈し
ます。ま
命令をす
ます。

規定とか、或いは主の規定とか、或いは受託の制限、規定、そういう規定で、その他の処譲渡の相当多いのであるを予想いたして、波山はないだろ

その通りだ
う解釈され
これは長官
の本當
の權によつ
ですね、そ
ものではな
ければ農家
であるとす
がるとか、
るものであ
けられるも
のものの数
うと田
おりよ
ります
は主
要食
加工
する
分に
おりま
○池
どう、
命令を
ます。す
かそ
何か
何から
ます。
○政
こう
に、
う命
た場
ならな
か、
ありま
ます。
○委
うい
留り
をする
まし
れば
業者
者が
令に
うい
うい
○池
で…
つと
上で…

田恒雄君 具体的に
いう人に……つま
むをするのか、消費
するのかといふこと
が、そのことが一
つの命令を受けた場
合は、安本長官に文
件を立てるこ
とがありますが、何が
どういう人がどう
いふ命令を受けるか、そ
れは怪しからん
対して異議の申立
になるかと思いま
るわけです。そう
した場合は、それに
ふさわしく主としてそ
ういふ問題なんかにつ
いての制限、九種類の
輸送の委託又は製造
に関する制限、九種類
の譲渡その他の各種の
賣買の制限の問題など
あります。今後はどう
思います。

規定期と/orいは主に規定の問題は、譲渡その他の処理は受託の制限、相当多いのである。規定期と/orいは主に規定の問題は、譲渡その他の処理は受託の制限、相当多いのである。規定期と/orいは主に規定の問題は、譲渡その他の処理は受託の制限、相当多いのである。

つて委員長としては申訴ないのですが、大臣から御意向を伺うことにいたしましたので、おきましたので、甚だ恐縮ですがその問題を途中に挿んで頂きまして、それから又続行して頂きたいと思います。

○池田恒雄君　甚だ恐縮ですが、私今一つお伺いしますと、この問題に対する私の質問を終るのです。

○委員長(楠見義男君)　どうぞ。

○池田恒雄君　長官の方にもあつさりと答弁願いたいと思います。

先程の第八條に戻りますが、つまり先程私がこの法律を、一應國民的常識に基きまして解釈して見たわけであります。それに対して長官はイエスとお答えになつたわけであります。そうしますと今日多くの農村で轉落農家或いは完全農家にしていく／＼なことで轉落した、これはつまり政府側の強引なる供出によつて、事實上轉落した、その轉落の事実は市町村長はみずから認めておるわけであります。これに対して米の配給をしなければならないと思つてゐるし、配給することを約束しているわけです。併しこれに対し、これは今法律改正になりませんから、手続は別ですけれども、米の配給はまだしておらないわけであります。併しこの法律がここで制定され、若し仮に本日直ちにこれが實施されるといったまゝの場合、市町村長はそれに対し購入券を發給してよろしいということになると、わけですね、又發給しないとするならば、何らか政府としてはこれに対し

○政府委員(安孫子彌吉君) 今のお話の点は、還元米、つまり完全保有農家の問題についてのお尋ねだと思うのであります。

○池田恒雄君 色うじやありません、轉落農家です。

○政府委員(安孫子彌吉君) 轉落農家の問題については、そういう運用をこの法律に基いてやつて参りたいと思います。

○池田恒雄君 つまりそうすると直ちに米の配給を受ける権利が発生するわけですが、実際問題として配給しておらないというこの事実はどういうふうにお取扱いになるのでござりますか。

○政府委員(安孫子彌吉君) 一般消費器用における遅配、欠配の現象と同じだと私は考えております。

○池田恒雄君 実は私はそういう明瞭な態度を長官にとつて頂くならば幸いだと考えておつたのであります。私は非常に満足です、実は今まで農村では遅配、欠配ということは一度もないと思つております。この際長官がこの法律をそういうふうに御解釈になるならば、今後農林省の出すいろいろなデータの中には農村に遅配、欠配ありといふことを明瞭に数字でお示し頂きたまうと思います。この國会はもう明日切りでありますから、この数字をこの國会で読むことはできないのであります。まさか明日持つて來いと言つても……

○板野勝次君 私はすでに請求してある。

○池田恒雄君 それならばそういう解釈の下に、日本の農村に遅配、欠配も

りということを國際的に明瞭にするよう私は是非やつて頂きたいと思います。今までのよう道義的にですね、政策を曖昧にしないで頂きたいと思います。いつでも都會にだけ遅配、欠配ありと騒いで、そちらで食糧メーデーなんかやると物珍らしく思つておりますが、実は農村側にも大きな遅配、欠配があるということをはつきりとして頂きたいと思います。

○政府委員(安孫子謙吉君) 今お答え申し上げるまでもないかと思いますが、計画配給をいたしました以上、一般消費業者並びに農村につきましても食糧需給の状況によりましては遅配、欠配という現象が起きております。我々としてはどうちらにもそういう現象が起きないようなどとに努力をしなければならないと思います。現実の問題としてはそういうことはあり得ると思います。從來農家用につきましては先程申しましたようにこの現象が一般用の枠に食い込むことによつて曖昧になつておつた、そこをはつきりさせなければならぬい、従つて計数的にも今後そうした点を明確ならしめることが必要だと思いまます。

家議院における御言明についての御披露がございましたが、この際改めて当委員会といたしましても、その趣旨を大蔵大臣から御説明を伺うことになったと思います……。それじゃ私がからその際各委員の御意見としてお述べになつたことを要約いたしまして申上げます。若し洩れている或いは又間違っている点がございましたら後で各委員から補正をして頂きたいと思います。問題になりました点は、今申しました競馬收入の三分の一に相当する余額を畜産業の振興のために必要な経費に当てるという意味はできる限り畜産に対する費用をこの競馬の益金から廃止した。即ち現在の予算以上にその費用を殖やして行くという趣旨の下で見れば本年の予算はすでに決定しているのであるから、なか／＼困難であろう、そこで大蔵大臣はその点について衆議院において確かめられたところ、大蔵大臣は同様に現実問題としては本年すでに決まった予算は変えられない、併し年度内において若干更生予算を組むような場合があれば、自分としては考えたい、又明年度の予算編成に当つてはこの修正案の趣旨を十分酌んで考慮興のための予算増額について考え方といふ、こういうような御答弁があつた。と、こういう披露を我々は受けたのであります。第一にはその点について大蔵大臣の御意向を伺いたい。

るものだろうか、こういうようなことであつたと思いますが、岡田さんそろでしたね。

○岡田京司君 そうです。

○委員長(楠見義男君) その点を第二の問題としてお伺いいたしたい、こういうことあります。

○國務大臣(池田寅人君) 衆議院における只今の問題につきまして勝馬投票券によります收入は三分の一を畜産関係に当てるという決議がありました。その際の私の答弁は先程委員長から申述べられました通りであります。

第二の点の今年においてどういう位置をとるかというお話しでございますが、只今予算に組んでおりまする畜産関係費用は六億一千万円程度でござります。而して勝馬投票券による政府公入の予算計上額は二十二億円程度がつたと思います。そういたしますと三分の一だと七億四千万円くらいになります。その差額の一億三千円についてはどうするかという問題は今國会ではできませんので、本年度内に國会が召集されれて補正予算を組む機会がございましたならばそのときにその國会の決議によつて組みたいと考えております。

○委員長(楠見義男君) 大藏大臣に皆さんに代つて議事進行上私から述べますが、実は今お述べになつた本年の大藏大臣一千五百万円の予算の問題でありますと、畜産局の予算で一般会計は一億八万二千円である、こうしたことがあつたのです。そこでこれは恐らくベースの取り方によつて外の費用をされておるか、或いは外しておるかによ

つて今の畜産局の言う七億三千五百五
円が今大藏大臣の言われる六億一千萬
円か、いざれかになるのではないかと
思うのであります。そこで問題として
どうかということが問題であつて、若
し増額として一億三千万円を加えた結果
が七億四千萬円になる、併しその七億
四千万円はすでに畜産局がこの委員会に
において発表したような現在すでに七
億三千五百万円になる、というその数字
と一致するということになれば、実は
一億三千万円は更生予算のときには増
額しないということになるので、ベー
スが仮に同じベースで、結論として
は、一億三千万円が現実に植えるよ
うな努力をせられるかどうかという点に
私は帰着するのじやないかと思うので
す、そういうことだらうと思ひます。

○岡田県司君　只今の大蔵大臣の御説明を伺いますと、我々が衆議院の修正案を出された方々の意図せられるところと非常に違うようと思うし、又私達がこの十一條の二を解釈した場合と非常に違うように考えられるのであります。我々はすでに二十四年度の予算として組まれました上にこの競馬法の一部を改正する法律案の修正案が更に通りましたときに、その残額のこの勝馬投票券の賣得金の差額から拂戻金及び返還金を控除した残額の三分の一に相当する額を新たに畜産奨励のために支出する、こういうふうに書いておるのあります。従いまして私は今までに二十四年度の一般予算は組まれたのでありますから、直ぐにここで予算を修正することはできないわけであります。が、例えば臨時議会が開かれましてその際にいろ／＼この問題について更正予算でその際に賣得金の残額の三分の一に相当する額を特別会計といたしまして、例えば畜産振興特別会計といふものを設けまして、それによつてこの七億四千万円の金を、その方に競馬の特別会計から廻わして行くというふうにすべきであろうと考えておるのであります。先程衆議院の提案者、修正案の提案者側の説明で、十分納得ができるが、只今の御説明によりますと、なかつたので大蔵大臣に出て頂きまして、その点をどういう形式を以てやるかということをお尋ねしたわけですが、只今の御説明によりますと、我々が解しますところとは甚だ違うのです。我々いたしましては、この新たな法律が通りました場合には、そういうふうにして頂いて、日本の農業の振興のために、この畜産のために競馬の金を使用して頂きたい、こう考え

○國務大臣(池田西人君)　この衆議院で修正になりました第一條の二を読みますと、今の経費の上にです。この勝馬投票券によりまする政府の純收入を乗つけるとも読めないよう私は考えております。予算委員会におきまして、衆議院の委員会におきましての私の説明は、速記録に載つております。従いまして申上げておるのであります。従いまして私は十一條の二の解釈いたしましては、畜産関係に向け、畜産業の振興のために必要な経費に充てるといふことでございまして、上積みになるか、一緒になるかということははつきりしていないと思うであります。が、これによりまして普通に考えますと勝馬特別会計二十二億三千二百萬円の三分の一を畜産関係に充てるものと私は解釈すべきものと考えるのであります。実はこういふ規定は、國賞競馬法改正の場合にも、改正以前にもあつたのでござります。而してその場合におきましては、こういう只今申上げましたような解釈をやつでおつたと私は記憶いたしております。

ら、当前あれが一般会計に繰入れられたら、て來るとそらすると七億の上に更に七億幾ら、十四億というものになるが、そうなつて來ると均衡予算の立前上砂な形になつて來る、そういう点がどう処理されるんだろうかとこりいう点を前にお伺いしておつたのです。ところが、今大藏大臣の話ではそれが全部の一般会計には入つて來ないといふことが明らかになつたようになりますが、それはその通りに理解していいかどうかという点ですね、それから私は六億円というのは、私の方から畜産局長尋ねたところが重ねて畜産局長は六億幾らというものは誤りであつて、七億幾らであるという数字の詳しいことは今記憶はありませんが六億幾らいうのは間違いたいとのことで特に訂正されたので、その点がどうも私の胸に落ちない点です。

畜産試験場の予算があの数字の中に入つておるようあります。そういう点が一つ食い違つておりますのと、今一つ飼料配給公團の必要な経費、これは昨年でき上りまして、配給公團の必要な事務費、人件費等は、國の交付金予算で交付いたしておりましたわけであります。それを私の方で先程申上げました数字には昨年のそうした國の支出と、今年もこの問題の性質を同様に見まして、一應推定いたしました國の負担と申しますか、経費負担として、一億七千万円ばかりの経費を、昨年と同じような考え方で推定いたしました数字を私が申上げました七億三千五百万円のこの数字の中にはそれを含めて申上げたわけであります。そういう意味で若干まあどちららがこの問題の基礎として取上げるに妥当であるかという問題があるわけでありますけれども、とにかく大蔵省の申上げられた数字と、この二つの点において、ベースの取り方に相違があつたようあります。

○板野勝次君 それでは先程のこの畜産の予算六億幾らですね、それの上に一体七億幾らの競馬の純収入を入れることを、我々の聞いておる範囲では大臣が承知されておる、こういうふうに聞いておるわけなんですが、その点をもう一度一つ。

○國務大臣(池田萬人君) そういうことは私は申しておりません、これは從來の馬匹奨励金の場合におきましても、只今私が申上げたような計算で行つておるのでありますし、上積みにはいたしていないのです。そういう例から考えましても、この修正案の趣旨は上積みになるのでなしに、この三分の一が畜産関係の費用に振り向けられると解釈しておるのであります。

○池田恒雄君 そうすると、上積みになるのではないということになりますと、その儲かつた金の三分の一を畜産関係に廻わたしたということは、実質的には何の意味もないわけですね。

○委員長(楠見義男君) 速記を止め
て。

〔速記中止〕

○岡村文四郎君 大藏大臣のお話を伺つてよく分りました。今委員長のお話のように予算に関する金は補償されるとか何とかいうものじないと思ひます。そこでそれが日本の農業に対する畜産であつて、それでなければできないのだ、明年度以後になつても畜産に對して予算が取れないことにならんと思う、そこで我々の希望するところは競馬に実は文句があつて、競馬をやるのはどうかということは疑問なんですが、併しながら畜産の奨励に少しでも

寄與するならば、我慢してやつてもよからうといふ壯なことです。ところが大臣のお話のようにちつとも畜産の方に寄與しないということになると……、衆議院の方からお話を……、今外人のお話になるようにプラスになると、いうので、それならまあしぶしぶ一つ賛成しようかと考えておつたわけなのであります、ところがよく分りました、ちつとも疑義がないので、そういうのならあつさりと否決すればそれでよい、（笑声）よく分りました、あとの方が駄目なんです、そんなことをして貰つては困る……。

後、して行きたくないと考えております。そこでそんなこととしてまで一体この甚だ疑惑を受けている競馬をやらなければならんかということがあるわけなんです。それはその單なる政策……、公正な娛樂なんかと言われておりますが、そういうことは分りますが、どうか分らない、先のことは分りません。そこで大藏大臣はそうおつしやつても、三年も五年もやつておられるせんので、今日大事なときにそれを決めなければいかん、そういうことならあつさりと否決して、議員はつまらんことに責任を負わん方がいいと思いますから、そこはよろしくお考えを願います。

がなさそうだ、こういうところから金が入つて來て、それでうまく畜産の振興ができるならよろしい、こういう考え方でおつたのです。それで今年とにかく一億何千万円かの金が貰えるというようなわけで、畜産には非常に有効なんです。一億何千万円、七億にならぬくても有効なんです。併し來年も一億なり二億なり補償して貰うためにはとにかく競馬を振興しなければならん、こういうわけです。競馬というものはいつでも儲かるかといふと、雨が降つて儲からない日もある、その場合畜産局の方の予算は減るのだというふうにもなる、こういうふうに畜産局の予算がいつでも競馬の利益と天秤に掛かつて来るということになつたら、これは非常に重大なことになりまして、畜産政策に大騒ぎだというようなことになると思います。そういう意味で儲かるといふ想定の下に立てば結構でありますのが、損をする場合もあるということを考えなければならん。もう一つ決して畜産局の予算が欲しいが故に競馬は振興すべきものじやない、という大鉄則がある、それで私はどうしても今の大藏大臣の考え方方は畜産政策を重要に見られてゐるとは考えられないのです。

○池田恒雄君 これは畜産局の金と儲かった金とは百円札に区別があるわけじやないのですから、(笑声)それは單なる理窟であつて、どうにもならんのです。少くともこれが儲かつた金であるか儲かつた金でないかといふ意味と、その儲かつた金によつて畜産の予算が保障されておるかどうかということをはつきりさせるためには、儲かつた金の使途といふものは、これは畜産の会計一般に使用するのじやなくて、畜産振興のための或る一つのルートに通さなければならんとというような一つの定めがなければ、これは意味のないことでありまして、大藏大臣の解釈で行くと、いつでも畜産の予算が儲かつた金の三分の一あれば、それでお前の方に使つてやるのだとこう言える理窟になつてしまふが、これはどうも三百代言的で承認できないと思う。

と、この七億なら七億という金は畜産振興のためには使うということにしなければならん、ただ一般的なものにだらだら使つて行くのじや意味がない、それで私は畜産振興に関する予算が七億なら七億に殖えて行く、あれはそういうふうになつて行かなければならん、そこでここにはつきりと畜産振興とはどういうことか、現段階において畜産振興のために最も必要な施策は何かということが規定されて、そこにとにかく我々が金を注ぎ込んで行く、日本の畜産を復興して行く、農業を復興するという積極策がなければ競馬をやる意味がないと思う、そこは私は同時に畜産局長自身が責任を以て研究し、追究して行くところじゃないかと思う、それを主計局長に競馬の話をここで説明させるのは少々無理があるのじやないかと思う、そのことについて余り主計局長が頑張り過ぎることもよくないと思います。その点畜産局長からはつきりしなければいかんですよ。

要な文々と、こう規定されました場に、この中どんなものは該当しないで、という考え方はなか／＼むつか／＼できないのじやないか、こういふ考え方をいたしております。

○大島義夫雄君 振興といふのは、小くとも将来のことと意味するのであって、現在の機構に対する費用は決して振興費じやない、そういうのを振興費といふのは間違つておる、将来どううるかというのが振興費なんです。現在我がおる機構に対して使う金は振興費でも何でもない、これは既定予算として当然出すべきものだ、振興費じやない。

いは大蔵大臣御承知かと思うのであります
ますが、大蔵大臣が盛んに熱を入れて
おる輸出の振興であります。ここでは
アンゴラ兔まで畜産の中に入つて來て
おる、こういうふうに馬からアンゴラ
に乗り替わつておるというのが日本の
現実の畜産であります。こういうふう
に畜産というものを解釈しなければな
らないと思うのです。そうして大畠君
が先程申されましたように、畜産の振
興と申しますが、畜産の振興といふも
のは、今の経費は、私は非常に廣い意
味といふか狭い意味といふか、そ
うふうにりますと何でもかんでも畜
産の振興ということに入ると思うので

みに使われるとするならば、これは全く博打であります。而も競馬振興のために競馬の経費が使われるとするならば、これはます／＼以て博打を旺盛にさせるということになるのであって、私は大藏大臣のそういう見解は、これは間違っていると思うのであります。
○國務大臣（池田萬人君） 私は畜産獎勵費を馬の方にばかり使うというようないな考え方を毛頭持つておりませんし、そういうふうなことは言つておりません。お話を通りにアンゴラも必要でございましょう、又食糧關係から申しまして豚も必要でございましよう、牛は勿論のこと、あらゆる畜産關係にこの

うも超過供出を喜ばん、そうして政府に賣渡す値段よりも安い値段でさえ流すということが行われて参つたのであります。それで超過供出が今後命令でなされるようになつて参りました場合に、この問題が解決されませんといふと、農民が決して超過供出を喜ばないと、こういうことになつて参ります。

この超過供出の代金に対する政府の課税に対する方針をこの食糧確保臨時措置法の改正と共にどういうふうにされるか、その点について大藏大臣にお伺いしたいと思つております。

○國務大臣(池田寅人君) 畜産振興論
　　うような言葉でいつゝ、そうして費金の三分の一を出しておりましたとの例を申上げますと、馬匹獎勵に必要な経費としまして一定割合を取つた場合には馬政局の費用もそれに入つておつたのであります。何も振興という費用は、既定予算の中には一切加わらぬいのだ、將來の新らな施設だけだ、いう解釈は採りたくないと思います。

○池田恒雄君 これは非常に大藏大臣の只、今の発言は問題だと思うのであります、というのは、戦争の終結と共に、この畜産の意味は變つておるわけです。少くとも戦争前における競馬いうものは、これは専ら馬そのものの振興にあつたわけです。そうして勿論日本はそういう必要があつたわけです、ところが今日におけるところの畜産の振興というものは、ただ單に馬だけを振興するという意味ではなくあります、そして馬よりもむしろ牛とか

す。畜産局長の月給も畜産振興といふ意味に入ると思うのです、と思いますが、我々はその解釈をもつと違わせてやつてゐるわけあります。畜産振興といふものは、私はもつと、種馬とか何とかいうのではなくて、農業經營の中からもつと畜産が湧いて来るような態勢をとらなければならないということを考えるわけです。餌とか何とか、つまり外國から輸入するのではなくて、日本で自給できるような態勢をとらなければならないということが、今後における畜産振興である。こういうふうに考えるのです。大分大藏大臣の畜産に対する御認識と一般農政理論家とか、或いは農政学者のものと違つようです。私が今まで、終戦後聞いてゐる理解の仕方は、そういうふうに各方面から聞いておるのであります。それからもう一つ大藏大臣の考え方で非常に危険なのは、若しこの競馬が今後どんどん儲かつて、そうして儲かるのはいいが、その中の三分の一は馬政振興のために、馬の振興のための

○委員長(楠見義男君) 速記を止め
て。
〔速記中止〕
○委員長(楠見義男君) 速記を始め
て。
○岡田宗司君 只今の競馬法の問題につきましては一應これで以て私共も大臣にお伺いすることを止めまして、先程論議いたしました食糧確保保育時指置法の改正案につきまして更にいろいろ先程から御議論があつたわけであります。その際に超過供出されました米なり麦なりに対する代金に対する税金の問題がいろいろ論議されたのであります。で、超過供出の制度がとらえましてから後に、それに対する税金の問題が非常に論議されました。農民側の方からもその税金問題について超過供出分の税金が所得稅の中に算入されておりますと、そのため非常に税金が重くなる、つまり累進的になつて来るということからいたしまして、ど

從來から議論のあつたところござります。或いは免稅にしたらどうか、或いは源泉課稅にしたらどうかといふことでたび々議論があつたのであります。私の考え方いたしましては、所得のあるところ必ず所得稅は納めて頂かなければならぬ、これは經濟原則の上から言つても当然であると考えております。然らば課稅する場合にどういうふうな方法を講じて普通のあれと同じようにするか、或いは特別の措置を講じられないかという問題が起つて來ると思うのであります。今回の超過供出は法令で規定いたしまして、強制的にやるのでございまして、特別の課稅方法を設けてはどうかという考え方には私は賛成したいと思つておるのであります。併し何分にもこの問題は私一存ではできません。從來からこの問題につきまして、関係方面と盛んに議論したのでございまして、実は明日の朝棉見委員長と、私からもなければ主税局長かが委員長に同道して向うの意見を聽きに行くことに相成つておる

農林委員會會議錄第二十五号
昭和二十四年五月二十二日

う形においてやるかについては只今お話をありましたように、最も進歩した形はパンでもよい、原料の小麦なら小麦でもよし、任意選択の場合、それからパンと一應決めたならばパンを取つて貰わなければならんという場合、そういう場合がいろいろあるわけであります。これは主としてその事務能力の問題になるのですが、東京なんかはどうちらでもいいということになつておると私は了承しております。大体こうした加工計画、その辺のことは縣の特殊の事情もありますので、知事の考え方に基いて私共はそれを認めておるのであります。お話をのように最も進んだ形においてパンでいいときにはパン、或いは小麦でいいときは小麦といふような形を持つて行くことに努力したいと思つておりますが、現状は必ずしもそうなつております。ただしいろいろな加工業者との関係は私ではないと思つております。

た、これを公園の方へ行つて見ると、それはもうそのまま泣癡入りしていると、いうのが大体現状のようあります。どういう規則によつてこれはおやりになつておられるのか……

○政府委員(安孫子謙吉君) パンを希望しなければ、最初から原料でということにさればそれで済んで行くと思ひます。希望されるからそれで決めたということで、自由意思と申しますと語弊がありますけれども、そういう予約の関係でそういうことになつたのであります。消費者の方が小麦がいいと、いうことになれば、そういうことで処理されると思います。

○板野勝次君 そういうふうに大体の計画は都道府縣に委しておられるといいますが、それは地方の知事が勝手に決めて、独断的に決めて、何ら別個の機関に諮ることなしにお決めになつておる、こういうわけなんですか。

○政府委員(安孫子謙吉君) 大体の府縣の計画は私共のところまで出て参りまして、一應その問題の内容については私共もタッチしております。

○板野勝次君 それならば第八條の三等につきましては細々と規定されておる、消費者にこういう迷惑を、つまり押付がましいことをなさらない、ようには、そういう規定を、何故こういうふうに細かくいろいろと厄介な手続を決めておられるのか、逆に家庭の面から見て細々と深切な誤りのない、上から押付がましくないような方法をおとりにならなかつたか……

○政府委員(安孫子謙吉君) パン、うどんについては、押付けているということではないと存じます。要するにそれ

が欲しいからといふから、そういうことをしておるのであつて、中途で欲しくないといった場合にも、やはり前にそういう約束をしておるから、それに行くということで、押付けるということはないのです。

○板野勝次君 ところがそれは私は数日に亘つて、私の住んでおる近所の奥さんたちに聞いて見たところが、そうじやなくて、予めパン券を申込んでいくものを押付けられて困つておるのだ。こういうことを聞いたわけです。そうすると只今の長官の話と大分食い違つて来ておると思うのであります。若しもそういう実例があるなら、公園の方によく言われて、そういうことのないようにして貰いたいと思うのであります。

それからもう一つ、この問題についてはこの前も質問しましたのですが、どうも納得が行かんのは、購入券を他人に譲渡したり、又他人から譲り受けたりすることができないということが、この法律の明文で規定されて参りますと、非常に影響するところが大きいわけであります。昨日未亡人関係の人からいろいろと陳情されたことによりまして一層はつきりして來たのであります。長官はこの前の前は、そういうふうなものは別個であつて、保護法その他によつて適当にやれると言いますけれども、米を食うソと換えることによつて辛うじて生活して來ておるのであります。長官はこの

状においては困るのじやないか、この点が一つと、それから掛賣の問題についてはこの前も質問いたしましたが、昨日同じく陳情の人が、多分高秋炭鉱であつたかと存しますけれども、その主婦の諸君がいろいろ公園に陳情してやつと掛賣を認めて貰つた、掛賣を認めて貰つたためにその日の暮が何とかやつて行ける、こういう状態になつておりますところが、それが中央の公園からの通牒が、或いは食管の通牒か知らないけれども、その高秋炭鉱の配給所の方へ通知が行つたために、到頭今まで緩和さして貰つたのが、その通牒一本で公園の配給所が一度に配給を止めてしまつた、掛賣はしないということになつてしまつた、そするこれらの人たちは非常常に困つたことになつた、そこでこの法案においてするのが適当でないといふお話でありますましたが、これの中に掛賣を多少認めることが若し不適当でありますならば、別に私はそういう法律を知りませんけれども、とにかく改正法である、何であれ、そういう現状に即した掛賣の制度をとられるような措置をするのが当然ぢやないか、こういうふうに思うのであります。政府におきまして、それでは食管の特別会計の問題につきましても一分一厘間違なくやられておるかどうかと申しますと、甚だ疑問がある、今度会計検査院から出されておる中の書類を見ましても、食管の特別会計必ずしも的確ではない、ところが一般消費者の人々の側に立つ者に対しては一分一厘も掛賣はない、併し官廳のやることは少々間違つておつても、例えば食糧証券の問

題、その他いろいろな問題についても必ずしも正当じやない、そういう状態が一方では許されておる、一方においてすべての政府の会計が厳格に行われておる、一分一厘間違いなく行われておるというのならば、局長が掛賣等はどうしても認めることができないとうことも肯ける、一步譲つて肯かれきすれども、政府においてすでに便宜な方法を探つておる、それが人民の場合はにおいて何故便宜な処置がとれないか、この点を一つ……

○政府委員(安孫子麻吉君) 最初の切符の分離販賣ですが、そういうような措置についてはこないだも私の考え申上げたのであります、一面そういう非常に要望する向きもあるかと思ひますが、全体から申しますと、いろいろな弊害が出て来ますので、食糧の均配給の建前、又そうした措置を講じますならば非常に食生活が偏在するというような点もありますので、それはやはり全体から觀察いたしましてそれをいうことをやることは適當なことではないと考えております。

掛賣の問題であります、これもこのないだ申上げましたようにいろいろな観点からいたしまして、方針として掛賣を認めることはいけないと思つります。特別会計の決算に関する批難事項に終んで掛賣の問題をお話になりましたが、私共としては批難事項がないようにこの方面に努力して参りたいと思つております。

○板野勝次君 只今質問しましたように、高萩炭鉱の便宜的にやつて來る公園の措置の場合においても、ことは止むを得ん事態だ、こういうことを掛賣を默認してやつておつたのだ、

